

【経済産業省】事業再構築補助金について

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、又は事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する「事業再構築補助金」の第2回の申請受付が5月26日（水）より開始されました。

詳細については、事業再構築補助金事務局ホームページ <https://jigyousaikouchiku.jp/> をご覧ください。

事業再構築補助金事務局コールセンター

<ナビダイヤル>0570-012-088

<IP電話用>03-4216-4080

受付時間9:00~18:00（日・祝日を除く）

○高槻商工会議所の対応について

当補助金では事業計画策定の際に、認定経営革新等支援機関が相談に当たり、申請に必要な確認書を発行します。

当商工会議所では、事業再構築補助金の申請に係る確認書の発行（それに至るまでの相談）は**会員企業に限定**させていただきます。非会員企業（高槻市内に限る）は、補助金の概要や手続きの流れなど制度のご案内のみ対応します。

※確認書は即日交付できません。また、申請受付締切日が近づきますと、窓口が大変混み合うことが予想されるので、日数に余裕をもってご依頼いただけますようお願いいたします。

○事業計画のご相談（無料）について

- ・相談は予約制とさせていただきます。
- ・相談は作成済の事業計画に対する助言という形で行います。相談に当たっては、公募要領や事業再構築指針及び指針の手引き等を十分ご覧頂き、事業計画を作成された上でお越しください。

※事業計画未作成の場合はご相談頂けません。

※事業計画の内容について助言させていただきますが、申請書類の添削・作成代行や代理申請等はありません。

- ・ご相談の際には、原則として企業代表者または担当部門責任者ご本人がお越しください。
- ・一度のご相談で複数の事業計画のご相談をお受けすることは出来ません。

○ご注意

- ・当補助金では、提出された事業計画を外部有識者からなる審査委員会が評価し、採択を判断します。当商工会議所を含む認定経営革新等支援機関が発行する確認書は、申請された事業の採択をお約束するものではありませんのでご理解ください。